

## 会 議 録

会議の名称	第1回宍粟市都市計画マスタープラン検討委員会
開催日時	平成31年3月19日(火) 13:30~15:30
開催場所	宍粟市役所 4階 401会議室
議長	太田尚孝委員長
出席委員	学識経験者 : 太田尚孝委員 関係行政機関 : 尾下嘉春委員、植田吉則委員、西田憲生委員 市内関係団体 : 塚田清一委員、杉本憲昭委員、下川秀美委員、船引英示委員、前野瑞恵委員、坂口雅彦委員
欠席委員	本條 昇委員、久保欽哉委員、高井洋子委員、土井景子委員
事務局職員	中村 司(副市長) 花井一郎、楳木 隆、田中藤夫、小坂崇雄、原田 渉、田中翔吾、幸福大地 [策定業務受託業者] ㈱地域計画建築研究所 石川聡史、松下藍子
傍聴人数	0人
公開・非公開	公開
議題(案件)	議事1) 都市計画マスタープランの基本的事項について 議事2) 宍粟市の現況について 議事3) 宍粟市都市計画マスタープラン市民アンケート調査(速報版)について 議事4) 都市計画マスタープランの論点について
会議資料等	資料1 宍粟市都市計画マスタープラン検討委員会要綱 資料2 宍粟市都市計画マスタープラン検討委員会名簿 資料3 席次表 資料4 都市計画マスタープランの基本的事項 資料5 宍粟市都市計画マスタープラン 基礎調査の概要 資料6 宍粟市都市計画マスタープラン 基礎調査報告書 資料7 宍粟市都市計画マスタープラン アンケート調査結果の概要 資料8 宍粟市都市計画マスタープラン市民アンケート調査報告書(速報版) 資料9 宍粟市(山崎都市計画区域)の都市づくりに関する主な論点について 資料10 策定スケジュール案 【参考資料】 山崎都市計画マスタープラン報告書(平成10年3月) 山崎都市計画総括図

議 事 の 経 過	
1. 開会 2. あいさつ 3. 委嘱状の交付 4. 委員・事務局・ 業務受託者紹介 5. 委員長の互選 6. 委員長挨拶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副市長よりあいさつ</li> <li>・ 委員長は太田尚孝委員、副委員長は塚田清一委員に決定</li> <li>・ 委員長よりあいさつ</li> </ul>
<b>7. 議事</b>  <b>議事 1) 都市計画マスタープランの基本的事項について</b> <b>議事 2) 宍粟市の現況について</b> <b>議事 3) 宍粟市都市計画マスタープラン市民アンケート調査（速報版）について</b> <b>議事 4) 都市計画マスタープランの論点について</b>  委員長          委員          事務局          委員          事務局          委員          副市長	<p><b>議事 1) 都市計画マスタープランの基本的事項について</b></p> <p><b>議事 2) 宍粟市の現況について</b></p> <p><b>議事 3) 宍粟市都市計画マスタープラン市民アンケート調査（速報版）について</b></p> <p><b>議事 4) 都市計画マスタープランの論点について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局より資料 4～8 の説明</li> <li>・ 資料 9（論点）については、委員から内容について事前に指摘があったので、精査して、次回改めて委員会で示す旨を説明</li> </ul> <p>宍粟市の中の旧山崎町の一部が都市計画区域になっている。市役所の周辺は、用途地域が定められている。都市計画マスタープランは、都市計画区域内をメインに話すことがミッションとなる。しかし、実際のまちはもっと有機的につながっており、切り離すことはできない。宍粟市の中の都市計画区域として議論をしていかなければならない。</p> <p>資料 4、2 ページの都市計画マスタープランの構成案はどういう考え方で作っているのか。</p> <p>一般的な構成だ。現行の都市計画マスタープランもこのような構成だ。</p> <p>この構成案は、現行都市計画マスタープランで位置づけたことを引き継ぐのか、それとも新しく位置づけるのか。</p> <p>基本的に改定だ。今、現行都市計画マスタープランの進捗を検証している。今の方向性ではいけないところもある。</p> <p>できればこれまでの計画を引き続き考えるほうがよい。</p> <p>現行都市計画マスタープラン作成時と現在では状況がかなり異なり、現行都市計画マスタープランを大幅修正する必要があると思う。喫緊でやらないといけないことが生じた場合、そういうことを優先的に進めていく。</p>

委員	アンケートの選択肢は、宍粟市の状況に合わせて作っているのか。
事務局	基本的に宍粟市に合わせて作っている。一般的な選択肢の設問もある。
委員	私は地域にある歴史的なものを見直す取組を行っている。問8はそれに関わるような質問だと思うが、私たちが思うような内容が選択肢に含まれていない。
事務局	不足していた点はあるかもしれない。
委員	宍粟市は、旧山崎町を中心的として、4町が合併してできたということを前提に考える必要がある。過去の事例や他の市町をまねすることができない。宍粟市独自の都市計画マスタープランをつくることをがんばったほうがよい。
委員長	都市計画マスタープランは市町村で独自に決めてよいものなので必ずこうする必要はない。現行のものは実現方策が全く書かれていない。まずは事務局が何を考えているかを示してもらわないと議論ができないのではないかな。
委員	都市計画区域は広く、当初考えてきたことから状況が変わった。今、議論が集中しているのは中心市街地だ。その周辺の議論がおろそかになる。
事務局	どういう背景で都市計画区域が決まったのか調べている。
委員	都市計画区域の縮小もあり得るかもしれないということか。
委員	制度的に都市計画区域の縮小はできないことはないが、過去にそのような事例は聞いたことがない。
委員長	都市計画区域に入れたほうが土地のコントロールがしやすい。それを縮小すると、コントロールできない土地ができる。個人的には危険かと思うが、理屈があれば、制度としては不可能ではない。
委員	用途地域も都市計画マスタープランの意向を踏まえて指定していくのか。
事務局	都市計画マスタープランで用途地域を決定するものではない。ここで定めた方向性に従い、用途地域を変えることも有り得る。環境が悪化する可能性があり、用途地域を変えることは様々な困難が生じることだと思う。
委員	総合病院の移転が予定されているが、移転すると人の流れが変わるため、それに即した都市計画が必要だ。

副市長	老朽化が進んでいるので、建替えは必要だ。区画整理や、病院建替えのための用地を取得するにはかなり時間がかかる。そういう状況の中、工場跡地を確保したことは、将来のまちづくりにプラスになる。
委員長	ある程度病院の場所が決まっていれば、それに対応してベターな計画をつくることはできる。現在では情報が不足している。用途地域内と外の状況など、課題が分かりにくいところがある。
委員	病院が移転となると、車に乗れない人が困る可能性がある。また、自分の地域で、急に田畑が分譲地や住宅地となった。これは計画に盛り込まれていたことか、業者が勝手にやったことか。
事務局	ある日突然というのは、業者がやっていることだと思う。用途地域では、建物用途が制限されている
委員	本来開発事業がきてほしくないのであれば、それが防ぐことができるような網をかけることが必要。そのような網として市街化調整区域があるが、宍粟市はこの手法を用いていない。それを用いてなくても、一気に都市化・市街化が進むことはないだろうという判断だと思う。土地利用コントロールしていない地域・地区で、想定外の大規模開発事業が行なわれているということであれば、宍粟市の想定外にあるということ。一方で、全ての開発を市がコントロールすると、事業活動に影響も出る。
委員	市が主導する部分と、民間の活力を期待する部分の両方があるということか。
委員	今回は大きな方針をつくることがテーマである。前回のマスタープランはいろいろなレベルで記載しているので、整理が必要だ。
委員長	資料9について、次回具体的に議論していくことになるかと思う。次回までに少し見直してもらおうことになる。
委員	山崎地区の景観形成地区指定に関する資料があったほうがよいかと思う。
事務局	何か資料を出すよう検討する。
<b>8. その他</b>	<b>(1) 今後のスケジュールについて</b>
	・事務局から資料10の説明
委員長	基本的な方向を示すことが大事である。できること・できないことも残念ながら

	ある。そのあたりも配慮いただきながらよりよい案をつくっていきたい。
9. 閉会	・副委員長あいさつ